

化学物質に係る労働安全衛生法 施行規則の一部改正について



**労働安全衛生法施行規則の改正
施行：2024年4月1日より**



ご参考：説明動画

令和4年度・5年度の施行内容（vimeo.com）【10分20秒】

<https://vimeo.com/772246919/6d08289bc3>

令和6年度の施行内容（vimeo.com）【8分10秒】

<https://vimeo.com/772250981/0bcac59a39>

出典：独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
「『みる』化学物質の管理が変わります！」

改正のあらまし

① ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加
(安衛則577条の2)

② リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

③ 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止
(安衛則594条の2、3)

④ 衛生委員会付議事項の追加
(安衛則22条)

付議とは？：会議にかける事

⑤ 労働災害発生事業場への労働基準監督署長による指示
(安衛則34条の2の10)

改正のあらまし

6 リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露防止措置の一環としての健康診断の実施・記録作成など

7 化学物質管理者の選任が義務化

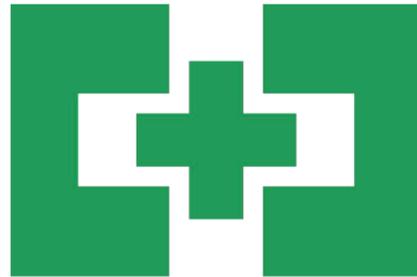
8 保護具着用管理責任者の選任が義務化
(安衛則12条の6)

9 雇い入れ次等教育の拡充
(安衛則35条)

10 SDS等による通知事項の追加と含有量表示の適正化
(安衛則24条の15、安衛則34条の2の3)

改正のあらまし

1 第三管理区分事業場の措置強化
(有機則, 特化則, 鉛則, 粉じん則の各条文)



1

ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加 (安衛則第577条の2)

2024(R6).4.1施行

- 労働安全衛生法（安衛法）に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物※）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。
- 2022（令和4）年2月公布の労働安全衛生法施行令（安衛令）改正では、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリーで比較的強い有害性が確認された234物質がラベル表示等の義務対象に追加されました。ただし、2024（令和6）年4月1日時点で現存するものには、2025（令和7）年3月31日までの間、安衛法第57条第1項のラベル表示義務の規定は適用されません。
- 今後のラベル・SDS義務対象への追加候補物質は、(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのウェブサイトにてCAS登録番号付きで公開されています。
https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

※リスクアセスメント対象物：

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

簡潔に説明すると・・・

ここ重要!



- 対象物を従来の674物質から903物質へ拡大（その後も順次追加予定）
- 成分の含有量記載が重量パーセント表記に変更
- SDSの通知事項に『想定される用途及び当該用途における使用上の注意』が追加表記

2

リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

簡潔に説明すると・・・



・ I : 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で **最小限度にしなければなりません。**

最小限度の基準はないが、RAの結果を踏まえて可能な限り最小限に抑えること。

高
優先順位
低

- i 代替物等を使用する
- ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置
または全体換気装置を設置し、稼働する
- iii 作業の方法を改善する
- iv 有効な呼吸用保護具を使用する



① 代替物質の使用



② 換気装置等を設置し稼働



③ 作業方法の改善

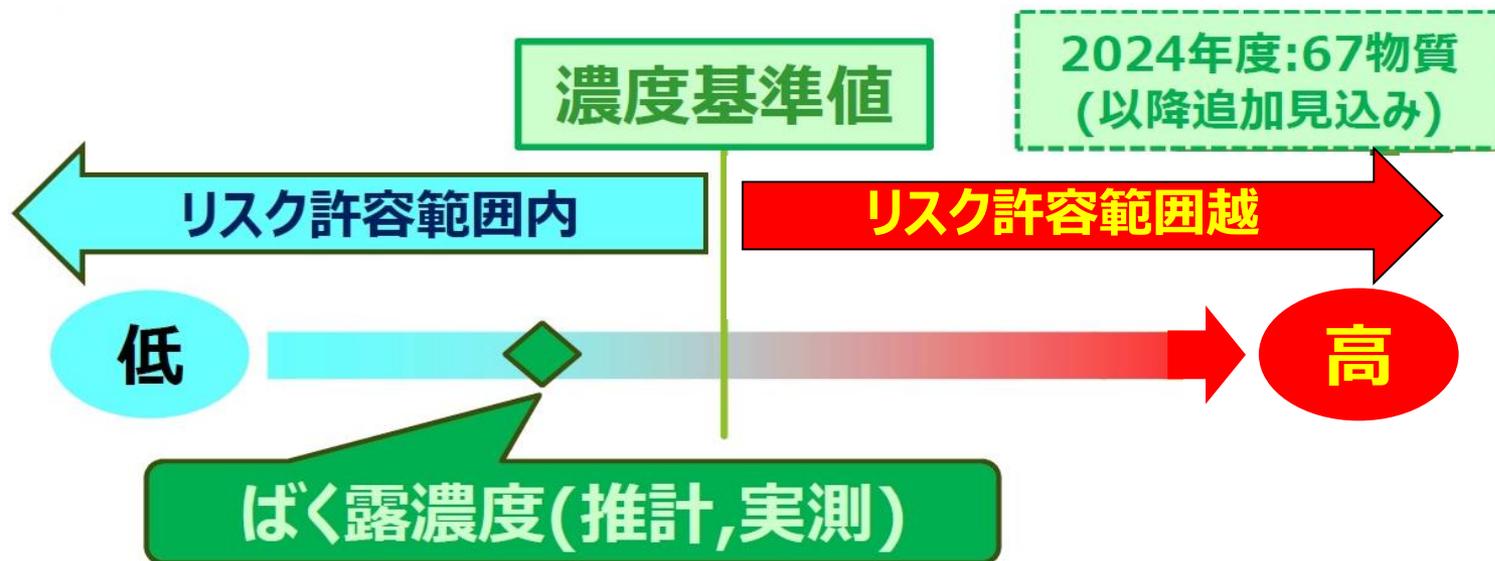


④ 有効な呼吸用保護具の使用

リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、労働者がばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。

濃度基準値とは？

(1)概要



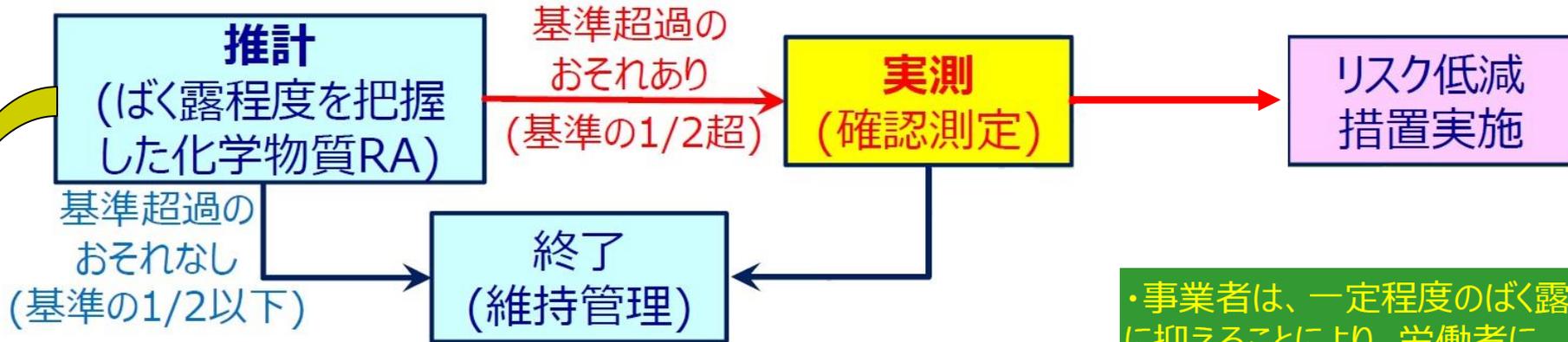
「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準」(2023.04.27付 厚生労働省告示第177号)より

このページでは【濃度基準値】について考え方を記載しましたが次のページでは具体的な低減対策について解説します。

具体的な低減対策の進め方とは？

(2) 対応例

「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」
(2023.04.27付 技術上の指針公示第24号)より



この判定を求められる状況で具体的なばく露低減が可能か否かを推計するツール【CREATE-SIMPLE】を使用します。その際に基準超過の恐れが推計上出た場合は実測を行います。

資料掲載：

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07_3.htm

・事業者は、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準以下としなければならない。



2

リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

簡潔に説明すると・・・



・事業者は、RAの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師が必要と認める項目について、健康診断を行わなければならない。

・事業者は、労働者が厚生労働大臣が定める濃度の基準を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師又は歯科医師が必要と認める項目について健康診断を行わなければならない。

・(I)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存しなければなりません。ただし、がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの(がん原性物質)は30年間保存です。



その他Q&A

■ Q : 記録の保管義務を怠った場合法的罰則はあるのか？

ここ重要！



A : 現状、法的罰則は安衛法に記載されていないのでありません。
しかし、安衛法が整備されてくると他の記録保管義務同様
50万円以下の罰金の可能性が出てくるかもしれません。

■ Q : 30年保管とあるが、対象者が退社した場合も保管・管理が必要なのか？

A : がん等は遅発性疾病で退職(離職)後に発症する事も有る為、
在籍・退職に関わらず30年の保管が必要です。

■ Q : 記録方法として、雛形的な記録帳票はあるのか？

A : 24号の2にて記録と運用をして下さい。

https://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-y/hor1-y-1-24_2-1.pdf

その他Q&A

■ Q : その作業頻度に関係なく記録として残すのか？
(1度でも作業したら保管？)

ここ
重要！



A : 対象は「常時従事する者」としており、通常業務で繰り返し行われるものであれば頻度が低い場合も記録対象として下さい。
但し「臨時作業」と言われる、通常の業務とは異なり、床面のペンキ塗り(補修)等で単発で行われる場合までは記録不要です。

■ Q : 「がん原性物質の他にも30年保管の対象となるものがある」と記されてあるが、他どんなものが30年保管の該当物質に該当するのか？

A : 「がん原性物質」の他には「変異原性物質」及び特定化学物質の中の「特別管理物質」が該当となります。
(「変異原性物質」と「特別管理物質」は以前より30年保管対象となっておりました。ついてはこの機会に帳票を新たに作成し運用することに致しました。)

3

皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (安衛則594条の2、3)

簡潔に説明すると・・・

ここ重要!



・皮膚や眼に障害を与える恐れがある物質などの製造・取り扱いの際、労働者に保護具を使用させる事が義務となる。

事業者は、皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなるものを製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させるときは、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければならない。

健康障害の恐れ	2023.04.01～	2024.04.01～
有る事が明らか	努力義務	義務
無い事が明らかでない	努力義務	努力義務
無い事が明らか	不要	不要



その他Q&A

Q：ルールが不遵守の場合の法的罰則はあるのか？

ここ
重要！



A：現状、法的罰則は安衛法に記載されていないではありません。
しかし、安衛法が整備されてくると他の記録保管義務同様
50万円以下の罰金の可能性が出てくるかもしれません。



4

衛生委員会付議事項の追加 (安衛則第22条)

簡潔に説明すると・・・

ここ
重要!



・**化学物質の取り扱いについて事業場**（外来工事で言うと作業現場でのKYミーティング）で下記の①～④の項目を対象に、『**管理の実施状況**』の調査審議（**しっかり検討して使用の可否を決める事**）を**確実に実施する**。

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
- ② 濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
- ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ④ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること



衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場も、労働安全衛生規則（安衛則）第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければなりません。

建設業全般に係る事業場の定義

ここ
重要！



■ 一般的に建築現場での作業は出張先での作業に位置付けられる為、
作業を伴う労働者が所属する事業場においては必ず

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
- ② 濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
- ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ④ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

上記①～④をKYミーティング時に行ってください。

その他Q&A

ここ重要!



Q : 事業場（外来工事で言うと作業現場でのKYミーティング）で①～④の項目を対象に、『管理の実施状況』の調査審議（しっかり検討して使用の可否を決める事）を確実に実施するとあるがこれは義務になるのか？

**A : 50人以上の事業場においては義務になる。
50人未満の事業場は規模が小さく、独立性がないものは上位の事業場と一括として取り扱う。**

ここ重要!



Q : この調査審議を実施するとした場合、何等かの帳票を作成し、保管することが求められるのか？

**A : 50人以上の事業場においては作成・保管の実施が求められる。
50人未満の事業場は帳票の作成義務はないが作成・保管する事を推奨する。**

Q : ルールが不遵守の場合の法的罰則はあるのか？

A : 50人以上の事業場においては50万円以下の罰金。

5

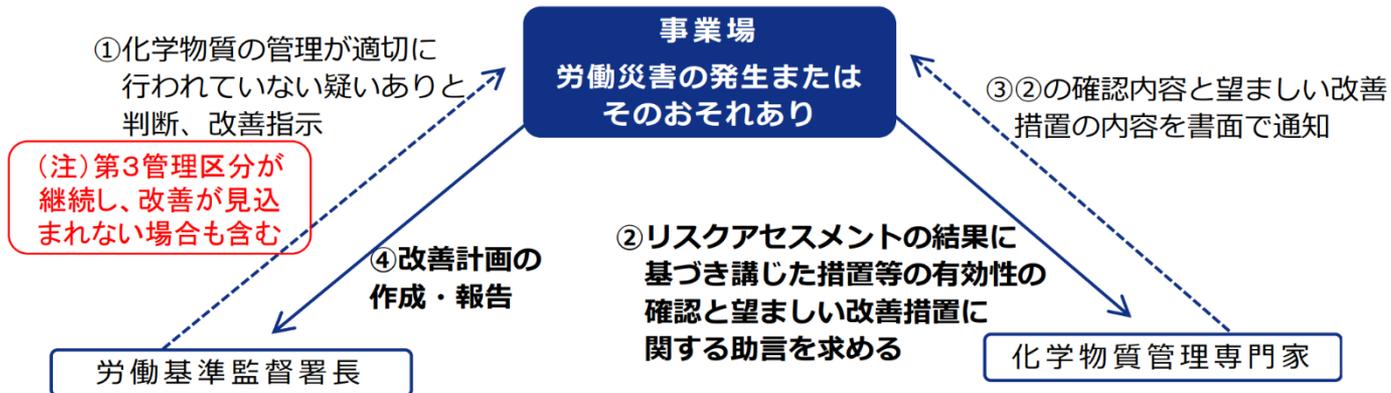
労働災害発生事業場への労働基準監督署長による指示 (安衛則第34条の2の10)

簡潔に説明すると・・・



・化学物質による労働災害発生、または恐れがある事業場で、化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあるときは、労働基準監督署長が当該事業場に対して改善指示が出来るようになる。

仮に指示を受けた事業者は化学物質管理専門家（外部の者が望ましい）から適切な助言を受け、1カ月以内に改善計画を作成。
その上で、措置を実施し労働基準監督署長へ報告する事が求められる。
それに伴い改善措置の記録作成及び、3年間の保管が義務付けられる。



その他Q&A

■ Q : 記録の保管義務を怠った場合法的罰則はあるのか？

ここ
重要！



A : 現状、法的罰則は安衛法に記載されていないのでありません。
しかし、安衛法が整備されてくると他の記録保管義務同様
50万円以下の罰金の可能性が出てくるかもしれません。



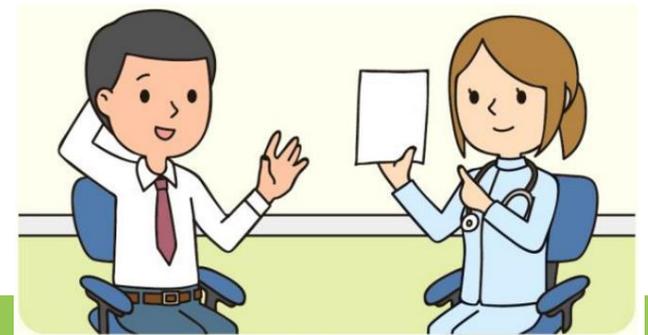
6

リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露防止措置の一環としての健康診断の実施・記録作成など

簡潔に説明すると・・・



- ・**リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露。**その防止策の一環として、**医師等（医師または歯科医師）が必要と認める項目の健康診断を行う事。**※様式第24号の2にて
- ・**健康診断を実施した場合は、その記録を作成し、5年間（がん原性物質に関する健康診断は30年間）保存する事。**
- ・**事業者は、リスクアセスメント対象物健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴かなければならない。**
- ・**その他（事後措置、結果通知等）**



その他Q&A

■ Q : ここでいう事業者とは何を指すか？

ここ重要！



A : ここで言う事業者とは最終的に仕事を請け負った施工業者様を指す。

■ Q : 記録の保管義務を怠った場合法的罰則はあるのか？

ここ重要！



A : 現状、法的罰則は安衛法に記載されていないではありません。
しかし、安衛法が整備されてくると他の記録保管義務同様50万円以下の罰金の可能性が出てくるかもしれません。

■ Q : 様式24号の2はどの様な様式でどの様に手に入れば良いのか？

check

A : 当該様式については下記のURLからダウンロードが出来ます。

https://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-y/hor1-y-1-24_2-1.pdf

7

化学物質管理者の選任が義務化 (※氏名の周知・掲示が必要)

簡潔に説明すると・・・



・リスクアセスメント対象物を製造、取り扱い、譲渡提供をする事業場(事業所)を対象に化学物質管理者の選任が必要となります。
ポイントは個別の作業現場ごとの選任でない**所**です。

I.工場ごと

- 〇〇工業(株)本社工場から化学物質管理者を選任
- 〇〇工業(株)刈谷工場から化学物質管理者を選任

II.店社ごと

III.営業所等、事業場

- 〇〇支店から化学物質管理者を選任
- 〇〇営業所から化学物質管理者を選任



などの単位で化学物質管理者を立てて下さい。

7

化学物質管理者の選任が義務化 (※氏名の周知・掲示が必要)

簡潔に説明すると...



・選任要件は？

リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	資格要件なし (専門的講習等の受講を推奨)
--------------------------	--------------------------

(化学物質を取り扱う事業場 など)

等：6時間講習(学科のみ) 令和4年9月7日 厚生労働省通達による

(厚生労働省通達の抜粋) 「必要な能力を有すると認められる者」とは、安衛則第12条の5第1項各号の事項に定める業務(リスクアセスメントの業務)の経験がある者が含まれること。

・法定上の役割

職務内容

- ・ ラベル・SDS等の確認、化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- ・ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存、労働者への周知、教育
- ・ ラベル・SDSの作成 (リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合) など



具体的な役割について



法定名	役割(管理・実施事項)	
	法定	具体例
化学物質 管理者	(1)ラベル表示、文書(SDS)及び、その通知に関すること。 (2)化学物質リスクアセスメント(RA)の実施に関すること。 (3)化学物質RAの評価結果に基づく措置の内容及びその実施に関すること。 (4)化学物質RA対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。 (5)ばく露の程度の低減措置等に係る記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。 (6)上記(1)～(4)までの事項の管理を実施するに当たっての労働者に対する必要な教育に関すること。	(1) GHSラベル、SDSの内容確認、読み方等の問い合わせ対応等、及び更新管理 (2) ①化学物質RA実施状況の管理・推進 ②化学物質RAの内容に関する問い合わせ対応、確認・指導 (3) 化学物質RAの結果を受けたばく露低減措置の推進支援・取り纏め (4) 化学物質による災害発生時の原因調査対策への参画 (5) ①ばく露低減措置の記録管理 ②がん原性物質他(記録30年保管対象物)の取扱い作業記録の集約・保管 (6) 上記(1)～(4)に関わる、化学物質RA(SDS,GHS区分等含む)の教育
	(7)化学物質RAの結果の記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。	(7)化学物質RA実施状況の管理 ①「化学物質RA実施シート」の集約・保管 ②「同管理台帳」の作成・管理

外来工事（建設業全般）に係る管理者選任のポイント

ここ
重要！



■ リスクアセスメント対象物を製造、取り扱い、譲渡提供をする事業場（事業所）では必ず一名選任、必要に応じて副を選任して下さい。

■ 化学物質を取り扱う元請会社、または施工会社については必ず社内で【化学物質管理者】の氏名の周知・掲示を行ってください。

check



■ 【化学物質管理者】は化学物質RAに関する報告・相談・指示や指導等を出せる様な役職（イメージ）です。

その他Q&A

一般的に建築現場での作業は出張先での作業に位置付けられる為、作業を伴う労働者が所属する事業場＝作業現場と捉えて下さい。

ここ
重要！



掲載先HP:

各種法令については安全衛生情報センターで確認

<https://www.jaish.gr.jp/>

同内容については**安全衛生法第57条の3の第1項**をご確認下さい。

<https://thoz.org/law/%E6%98%AD%E5%92%8C47%E5%B9%B4%E6%B3%95%E5%BE%8B%E7%AC%AC57%E5%8F%B7/%E7%AC%AC57%E6%9D%A1%E3%81%AE3%E7%AC%AC1%E9%A0%85/>



その他Q&A

■ Q : 化学物質管理者の選任にあたり氏名の周知・掲示はどのように行うのか？、またこの周知・掲示は義務になるのか？

ここ重要！



A : 各社内にて周知・掲示していただければ問題ありません。

■ Q : もし、氏名の周知・掲示については何等かの帳票を作成し、保管することが求められるのか？

ここ重要！



A : 帳票の作成・保管は求めています。

■ Q : ルールが不遵守の場合の法的罰則はあるのか？

A : 法的罰則はありません。



8

保護具着用管理責任者の選任が義務化

(安衛則12条の6)

(※氏名の周知・掲示が必要)

簡潔に説明すると・・・

ここ重要!



・**リスクアセスメントに基づく措置して労働者に保護具を使用させる(事業所)を対象に保護具着用管理者の選任が必要となります。**

ポイントは個別の作業現場ごとの選任でない**所**です。

I.工場ごと

- 〇〇工業(株)本社工場から保護具着用質管理者を選任
- 〇〇工業(株)刈谷工場から保護具着用管理者を選任

II.店社ごと

III.営業所等、事業場

- 〇〇支店から保護具着用質管理者を選任
- 〇〇営業所から保護具着用管理者を選任

保護具着用管理責任者



8

保護具着用管理責任者の選任が義務化

(安衛則12条の6)

(※氏名の周知・掲示が必要)

簡潔に説明すると・・・

ここ重要!



・選任要件は？

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

(厚生労働省通達の抜粋)「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」には、次に掲げる者が含まれること。なお、次に掲げる者に該当する場合であっても、別途示す保護具の管理に関する教育を受講することが望ましいこと。また、次に掲げる者に該当する者を選任することができない場合は、上記の保護具の管理に関する教育を受講した者を選任すること。

(①～③略)

④ 第一種衛生管理者免許、または衛生工学衛生管理者免許を受けた者

⑤ 作業主任者(有機溶剤、特定化学物質など)の資格を有する者

⑥ 安全衛生推進者講習を修了した者、安全衛生推進者の選任要件を満たす者

職務の実施に支障がない範囲内で、作業主任者等が保護具着用管理責任者を兼任しても差し支えないこと。

・法定上の役割

有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に関わる業務

【保護具着用管理責任者】は保護具に関する報告・相談・指示や指導等を出せる様な役職 (イメージ) です。

8

保護具着用管理責任者の選任が義務化

(安衛則12条の6)

(※氏名の周知・掲示が必要)

具体的な役割について

ここ重要!



保護具 着用管理 責任者

- (1)保護具の適正な選択に関する事。
- (2)労働者の保護具の適正な使用に関する事。
- (3)保護具の保守管理に関する事。
- (4)第3管理区分となった職場に関する事

- (1)使用する化学物質の危険・有害性に応じた保護具使用(選定)支援と管理
- (2)必要保護具着用状況の管理
- (3)交換状況の管理(保護具本体、吸収缶等)
- (4)第3管理区分職場の保護具の指導及び管理



その他Q&A

■ **Q : 保護具着用管理責任者の選任にあたり氏名の周知・掲示はどのように行うのか？、またこの周知・掲示は義務になるのか？**

ここ重要！



A : 各社内にて周知・掲示していただければ問題ありません。

■ **Q : もし、氏名の周知・掲示については何等かの帳票を作成し、保管することが求められるのか？**

ここ重要！



A : 帳票の作成・保管は求めています。

■ **Q : ルールが不遵守の場合の法的罰則はあるのか？**

A : 法的罰則はありません。

保護具着用管理責任者



9

雇い入れ時等教育の拡充
(安衛則第35条)

簡潔に説明すると・・・



・危険性・有害性のある化学物質を製造・取り扱う全ての事業場（外来工事
で言うと作業現場でのKYミーティング）で化学物質の安全衛生に関する必要
な教育を行う事。



その他Q&A

■ Q : この安全衛生に関する教育の実施（開催）は義務になるのか？

ここ重要！



A : 危険性・有害性のある化学物質を取り扱う全ての事業場が義務になります。

■ Q : もし、この安全衛生に関する教育が義務となれば、ついでには何等かの帳票を作成し、保管することが求められるのか？

ここ重要！



A : 帳票の作成・保管は求めていますませんが作成・保管する事を推奨します。

■ Q : ルールが不遵守の場合の法的罰則はあるのか？

A : 6カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金。

10

SDS等による通知事項の追加と含有量表示の適正化 (安衛則24条の15、安衛則34条の2の3)

簡潔に説明すると・・・

ここ
重要!



- ・SDSの通知事項に『想定される用途及び当該用途における使用上の注意』が追加されます。
- ・成分の含有量記載が重量パーセント表記に変更

SDS(安全データシート)



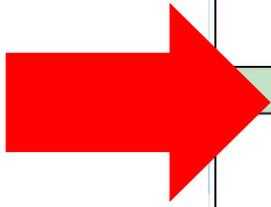
事業者間の取引時に
SDSを提供し、化学
品の危険有害性や適
切な取扱い方法等を
伝達

簡潔に説明すると・・・



・有機則, 特化則, 鉛則, 粉じん則に基づく作業環境測定の結果、第三管理区分に区分された場合は、第一区分又は第二管理区分となるよう作業環境の改善可否の検討と、改善できる場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴かなければならない。

尚、作業環境の改善が出来ない場合は外部の作業環境管理専門家の意見に基づいて改善を行い、改善困難な場合には呼吸用保護具によるばく露防止対策の徹底を図る。



防じんマスク		
【取り替え式・全面形面体】	【取り替え式・半面形面体】	【使い捨て式】
電動ファン付き呼吸用保護具		
【全面形面体】	【半面形面体】	

適切な「呼吸用保護具をそうちやくしてください。」

第三管理区分事業場とは？

●**第三管理区分**とは、作業場所での有機溶剤等の作業環境測定の結果による区分で、空気中の有機溶剤等の濃度の平均が管理濃度を超えるなど、作業環境管理が適切でないとは判断される状態の事を指します。

まず前提として、作業環境測定では**作業環境の状態を第1管理区分、第2管理区分、第3管理区分に区分して評価します。**

- 第1管理区分：作業環境管理が適切にできている状態
- 第2管理区分：作業環境管理に改善の余地がある状態
- 第3管理区分：**作業環境管理が適切でない状態**

この中で**第3管理区分に指定されてしまった場合は、直ちに現場の点検を行ない、有機溶剤濃度を下げるために、局所排気設備などの導入などの対策を講じる必要があります。**

第1管理区分に指定されていれば、何の問題もありませんが、すぐに作業現場の改善をするのは難しいというお客様も多いと思います。

まずは最低限、第2管理区分に指定されるように意識しましょう。

各改正の詳細内容

ラベル表示・SDS等による通知の 義務対象物質の追加

2024(R6).4.1施行 (安衛法57条①、安衛法57条の2①、施行令別表第9)

- 労働安全衛生法（安衛法）に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物※）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

ラベル



ラベルにより、化学
品の危険有害性情報
や適切な取扱い方法
を伝達

SDS(安全データシート)



事業者間の取引時に
SDSを提供し、化学
品の危険有害性や適
切な取扱い方法等を
伝達

※リスクアセスメント対象物：労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

(令和4.7現在)674物質 → (令和6.4~)903物質

(674 + 234 - 5 = 903)

SDS等による通知事項の追加と 含有量表示の適正化

義務者: 通知対象物を譲渡し、または提供する者(化学物質を製造する事業場など)

2024(R6).4.1施行 (安衛則24条の15, 安衛則34条の2の4, 34条の2の6)

- SDSの通知事項に新たに
「(譲渡提供時に) 想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加されます。
- SDSの通知事項である、成分の含有量の記載について、従来の10%刻みでの記載方法を改め、
重量パーセントの記載が必要となります。

※ 製品により、含有量に幅があるものは、濃度範囲の表記も可能です。また、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものとみなされます。

SDS(安全データシート)

安全データシート
(SDS)

事業者間の取引時に
SDSを提供し、化学
品の危険有害性や適
切な取扱い方法等を
伝達

(厚生労働省通達の抜粋) 法第57条の2第1項の規定により通知するSDS等における通知事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を追加したこと。また、安衛則第24条の15第1項の規定により通知を行うことが努力義務となっている特定危険有害化学物質等に係る通知事項についても、同事項を追加したこと。

1-2 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

(1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置①

2023(R5).4.1施行 (安衛則577条の2① 令和5年3月までは法57条の3②により努力義務)

① 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で最小限度にしなければなりません。

最小限度の基準はないが、RAの結果を踏まえて可能な限り最小限に抑えること。

- 優先順位
- 高 i 代替物等を使用する
 - ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置
または全体換気装置を設置し、稼働する
 - iii 作業の方法を改善する
 - 低 iv 有効な呼吸用保護具を使用する



実施時期と手法等：(厚生労働省通達の抜粋)「リスクアセスメント」とは、法第57条の3第1項の規定により行われるリスクアセスメントをいうものであり、安衛則第34条の2の7第1項に定める時期において、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針(平成27年9月18日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号)に従って実施すること。

ただし、事業者は、化学物質のばく露を最低限に抑制する必要があることから、同項のリスクアセスメント実施時期に該当しない場合であっても、ばく露状況に変化がないことを確認するため、過去の化学物質の測定結果に応じた適当な頻度で、測定等を実施することが望ましい。

リスク低減措置①～④の具体的な事例

死亡、後遺障害または重篤な疾病のおそれのあるリスクに対しては、暫定的措置を直ちに実施してください。

リスク低減措置の実施後に、改めてリスクを見積もるとよいでしょう。

リスク低減措置の実施には、例えば次のようなものがあります。

① 危険有害性の高い物質から低い物質に変更する。

物質を代替する場合には、その代替物の危険有害性が低いことを、GHS区分やばく露限界値などをもとに、しっかり確認します。

確認できない場合には、代替すべきではありません。危険有害性が明らかな物質でも、適切に管理して使用することが大切です。

- ◆ 温度や圧力などの運転条件を変えて発散量を減らす。
- ◆ 化学物質などの形状を、粉から粒に変更して取り扱う。



代替物質
の使用



換気装置等を
設置し稼働

② 衛生工学的対策として、蓋のない容器に蓋をつける、容器を密閉する、局所排気装置のフード形状を囲い込み型に改良する、作業場所に拡散防止のためのパーティション（間仕切り、ビニールカーテンなど）を付ける。

- ◆ 全体換気により作業場全体の気中濃度を下げる。

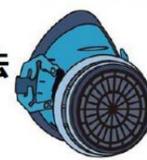
③ 発散の少ない作業手順に見直す、作業手順書、立入禁止場所などを守るための教育を実施する。

④ 防毒マスクや防じんマスクを使用する。

使用期限（破過など）、保管方法に注意が必要



作業方法
の改善



有効な呼吸用
保護具の使用

化学物質のリスクアセスメントは、 平成28年～義務化 (業種・規模要件なし)

<リスクアセスメントとは>

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。

リスクアセスメント：作業と危険源との関わりを調査し、リスクを低減する(できる)ことと残留リスクを整理する。

<対象となる事業場は>

業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となります。

作業工程が密閉化、自動化され、ばく露の危険がなくても含まれる。

(厚生労働省通達の抜粋)「リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う」には、例えば、リスクアセスメント対象物を取り扱う作業工程が密閉化、自動化等されていることにより、労働者が当該物にばく露するおそれがない場合であっても、リスクアセスメント対象物を取り扱う作業が存在する以上、含まれること。ただし、一般消費者の生活の用に供される製品はリスクアセスメントの対象から除かれているため、それらの製品のみを取り扱う事業場は含まれないこと。

また、密閉された状態の製品を保管するだけで容器の開閉等を行わない場合や、火災や震災後の復旧、事故等が生じた場合の対応等、応急対策のためにのみ臨時的にリスクアセスメント対象物を取り扱うような場合は、「リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う」には含まれないこと。

密閉された状態の製品の保管のみ(開閉しない場合)は、含まれない。



1-3 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

SDSで確認

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質と当該物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。

努力義務 **2023(R5).4.1施行**

(安衛則594条の2①)

これまでは、備え付けのみ規定
(安衛則594条)

義務 **2024(R6).4.1施行**

① 健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者

▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等 適切な保護具を使用する



健康障害のおそれ	2023(R5) 4.1	2023(R6) 4.1
ある	努力義務	義務
不明	努力義務	
ないことが明らか	(皮膚障害等防止用保護具の着用は不要)	

努力義務 **2023(R5).4.1施行**

(安衛則594条の3① 令和6年3月までは安衛則594条の2①)

② 健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者 (①の労働者を除く)

▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等 適切な保護具を使用する

1-4 衛生委員会の付議事項の追加

- ① ② リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置、③ ④ 健康診断結果とその結果に基づく措置
① ③ リスクアセスメント対象物、② ④ リスクアセスメント対象物のうち濃度基準値設定物質

衛生委員会の付議事項に、1-2(1)と1-8(1)に関する以下①～④の事項を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付けます*。

(安衛則22条⑪)

①に関する部分

2023(R5).4.1施行

②～④に関する部分

2024(R6).4.1施行

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
- ② 濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
- ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ④ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

今回の法令改正に関する内容の一部が、衛生委員会の付議事項(衛生委員会で調査・審議しなければならない事項)に追加された。



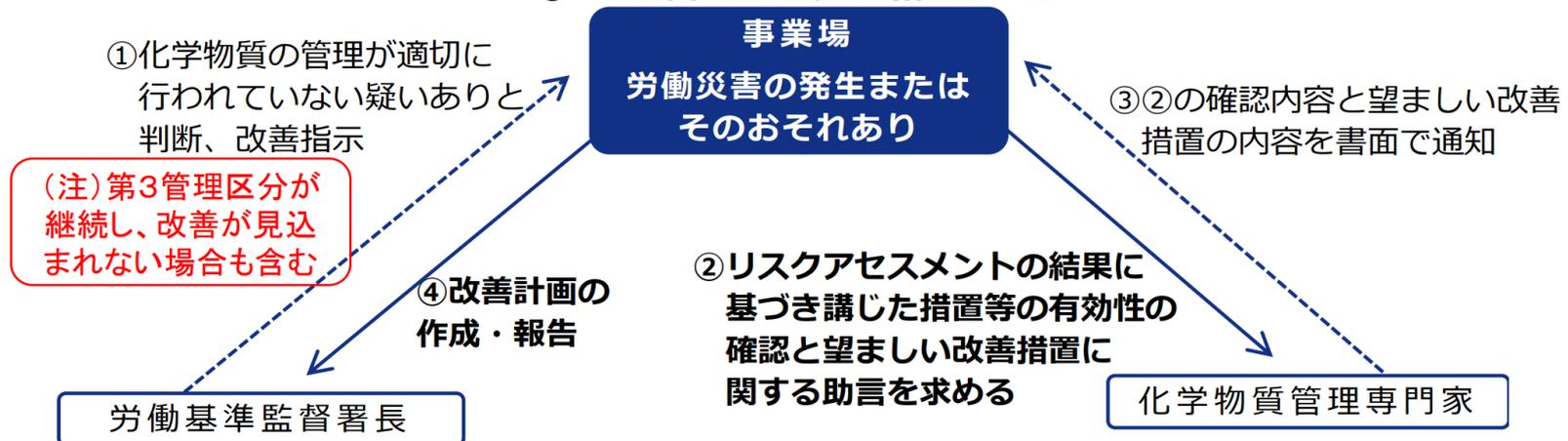
* 衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場も、労働安全衛生規則(安衛則)第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければなりません。

1-7 労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

2024(R6).4.1施行 (安衛則34条の2の10)

- 労働災害の発生またはそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、その事業場で化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、事業場の事業者に対し、改善を指示することができます。
- 改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（要件は厚生労働大臣告示で示す予定）から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認と望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、1か月以内に改善計画を作成、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければなりません。

⑤改善計画に基づく改善措置の実施



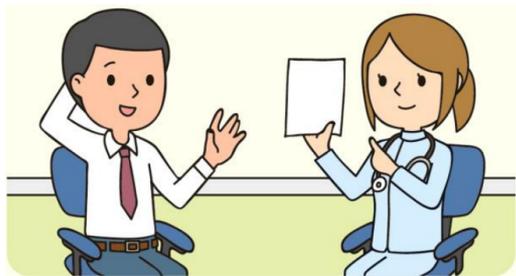
1-8 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務 **リスクアセスメント対象物健康診断**

2024(R6).4.1施行 (安衛則577条の2③④⑤ ←令和6年3月までは別の規定になっている。)

(1) リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じらばく露防止措置の一環としての健康診断の実施・記録作成等

↓ 具体的な内容は、まだ示されていません。

- Ⓡ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずらばく露防止措置の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等（医師または歯科医師）が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければなりません。



(厚生労働省通達の抜粋)本規定は、リスクアセスメント対象物について、一律に健康診断の実施を求めるのではなく、リスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、リスクの程度に応じて健康診断の実施を事業者が判断する仕組みとしたものであること。「必要があると認めるとき」に係る判断方法及び「医師又は歯科医師が必要と認める項目」は、別途示すところに留意する必要があること。

- Ⓢ 1-2(1)②の濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければなりません。
- 上記の健康診断を実施した場合は、その記録を作成し、**5年間**（がん原性物質に関する健康診断は**30年間**）保存しなければなりません。

RA対象物健康診断 個人票(様式第24号の2)

1-8 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

リスクアセスメント対象物健康診断

様式第24号の2 (第577条の2関係) (表面)

リスクアセスメント対象物健康診断個人票

氏名	生年月日	年	月	日	雇入年月日	年	月	日
	性別	男・女						
製造し、又は取り扱うリスクアセスメント対象物の名称								
医師又は歯科医師による健康診断	健康診断実施者		医師・歯科医師					
	健診年月日		年	月	日	年	月	日
	健診の種類別		(第1項)	(第2項)	(第3項)	(第4項)	(第5項)	(第6項)
	医師又は歯科医師が必要と認める項目							
	医師又は歯科医師の診断							
	健康診断を実施した医師又は歯科医師の氏名							
	医師又は歯科医師の意見							
	意見を述べた医師又は歯科医師の氏名							

RA対象物健康診断 個人票 (様式第24号の2)

【安衛則第577条の2第5項,6項】事業者は、リスクアセスメント対象物健康診断を行ったときは、リスクアセスメント対象物健康診断の結果に基づき個人票（様式第24号の2）を作成し、5年間（特別管理物質を含む「がん原性物質」である場合は30年間）保存しなければならない。

事業者は、リスクアセスメント対象物健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴かなければならない。

1-8(2) がん原性物質の作業記録の保存



対象は、RA対象物のうち発がん性区分1に該当するもの(令和4年12月26日告示)

2023(R5).4.1施行 (安衛則577条の2① 令和6年3月までは③)

リスクアセスメント対象物のうち、労働者にがん原性物質を製造し、または取り扱う業務を行わせる場合は、その業務の作業歴を記録しなければなりません。
また、その記録を30年間保存しなければなりません。

30年保存：特別管理物質等に限定 → (対象拡大) がん原性物質

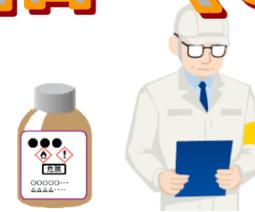
胆管がん、膀胱がんなどがん等の遅発性疾病が後を絶たないため。

(厚生労働省通達の抜粋)本規定におけるがん原性物質を製造し、又は取り扱う労働者に関する記録については、晩発性の健康障害であるがんに対する対応を適切に行うため、当該労働者が離職した後であっても、当該記録を作成した時点から30年間保存する必要があること。

「労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間並びにがん原性物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要」の記録に関し、従事した作業の概要については、取り扱う化学物質の種類を記載する、又はSDS等を添付して、取り扱う化学物質の種類が分かるように記録すること。また、出張作業で作業場所が毎回変わるものの、いくつかの決まった製剤を使い分け、同じ作業に従事しているのであれば、出張等の都度の作業記録を求めるものではなく、当該関連する作業を一つの作業とみなし、作業の概要と期間をまとめて記載することで差し支えないこと。

2-1 化学物質管理者の選任

(1) 選任が必要な事業場



2024(R6).4.1施行

(安衛則12条の5①)

氏名の周知(掲示など)も必要

リスクアセスメント対象物を製造、取り扱い、譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

- ・ 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任します。
- ・ 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。
- ・ 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。

(厚生労働省通達の抜粋)衛生管理者の職務は、事業場の衛生全般に関する技術的事項を管理することであり、また有機溶剤作業主任者といった作業主任者の職務は、個別の化学物質に関わる作業に従事する労働者の指揮等を行うことであり、それぞれ選任の趣旨が異なるが、化学物質管理者が、化学物質管理者の職務の遂行に影響のない範囲で、これらの他の法令等に基づく職務等と兼務することは差し支えないこと。

本規定の「リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う」には、例えば、リスクアセスメント対象物を取り扱う作業工程が密閉化、自動化等されていることにより、労働者が当該物にばく露するおそれがない場合であっても、リスクアセスメント対象物を取り扱う作業が存在する以上、含まれること。

職務内容

- ・ ラベル・SDS等の確認、化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- ・ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存、労働者への周知、教育
- ・ ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）など



2-1 化学物質管理者の選任 (2) 選任の要件



2024(R6).4.1施行 (安衛則12条の5③)

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

化学物質の知識不足、管理不足も災害要因であるため。



リスクアセスメント対象物の
製造事業場以外の事業場

資格要件なし
(専門的講習等の受講を推奨)

(化学物質を
取り扱う事業場 など)

等：6時間講習(学科のみ) 令和4年9月7日
厚生労働省通達による

(厚生労働省通達の抜粋) 「必要な能力を有すると認められる者」とは、安衛則第12条の5第1項各号の事項に定める業務(リスクアセスメントの業務)の経験がある者が含まれること。

2-2 保護具着用管理責任者の選任

2024(R6).4.1施行 (安衛則12条の6)

氏名の周知(掲示など)も必要

(1) 選任が必要な事業場

リスクアセスメントに基づく措置として
労働者に保護具を使用させる事業場



(2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

(厚生労働省通達の抜粋)「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」には、次に掲げる者が含まれること。なお、次に掲げる者に該当する場合であっても、別途示す保護具の管理に関する教育を受講することが望ましいこと。また、次に掲げる者に該当する者を選任することができない場合は、上記の保護具の管理に関する教育を受講した者を選任すること。

(①～③略)

④ 第一種衛生管理者免許、または衛生工学衛生管理者免許を受けた者

⑤ 作業主任者(有機溶剤、特定化学物質など)の資格を有する者

⑥ 安全衛生推進者講習を修了した者、安全衛生推進者の選任要件を満たす者

職務の実施に支障がない範囲内で、作業主任者等が保護具着用管理責任者を兼任しても差し支えないこと。

(3) 職務

有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に関わる業務